

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年2月12日

京都市長 門川大作

京都市規則第61号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表右京区役所区民部総務課の項を次のように改める。

右京区役所区民部総務課	下京区役所区民部総務課，西京区役所区民部総務課及び西京区役所洛西支所区民部総務課
伏見区役所区民部総務課	南区役所区民部総務課，伏見区役所深草支所区民部総務課及び伏見区役所醍醐支所区民部総務課

附 則

この規則は，平成22年2月15日から施行する。

(行財政局人事部人事課)